

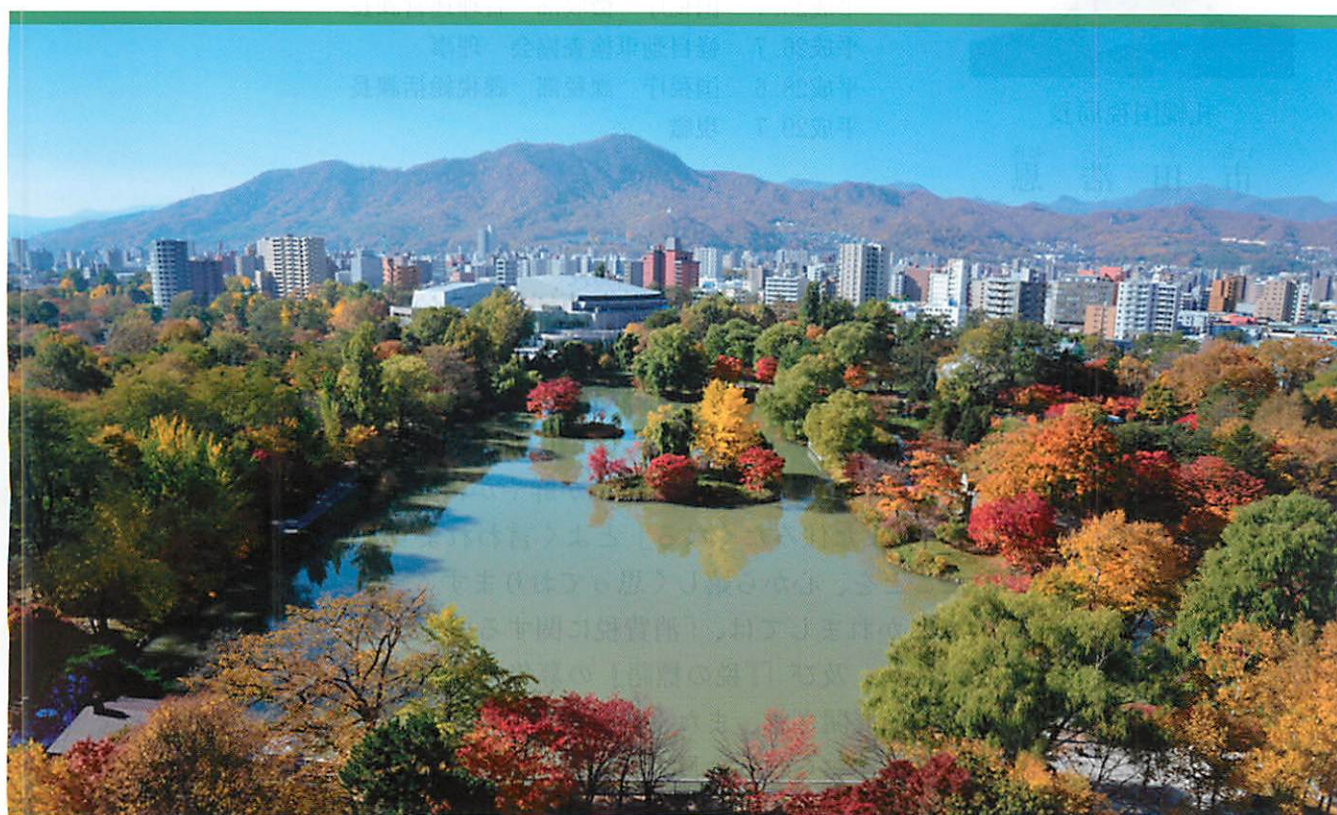
北間連だより

No.75

平成29年 9 月 15日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



札幌市：中島公園

《 主要目次 》

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ …………… 2 | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望… 8～9 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 …………… 3 | ●活動だより等 ……………10～11 |
| ●北間連第44回通常総会等 …………… 4～6 | ●国税広報 ……………11～12 |
| ●平成29年度「消費税等に関するアンケート調査」 … 7 | |

着 任 あ い さ つ



札幌国税局長

いち だ ひろ おき
市 田 浩 恩

出身地 愛知県

略歴

昭和58.4 国税庁 直税部 法人課税課
平成21.7 広島国税局 総務部長
平成22.7 国税庁 長官官房 情報技術室長
平成23.3 国税庁 長官官房 広報広聴官
平成24.7 関東信越国税局 総務部長
平成25.7 国税庁 徴収部 管理運営課長
平成26.7 軽自動車検査協会 理事
平成28.6 国税庁 課税部 課税総括課長
平成29.7 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました市田でございます。

北海道間税会連合会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道勤務は、平成14・15年の調査査察部長として勤務して以来、二度目となりますが、北海道の大自然の力に圧倒され、癒されもした記憶が鮮やかに蘇ってまいります。

北海道は、「一度暮らすとまた住みたくなる」とよく言われますが、かくいう私も再び勤務する機会を得られたことを、心から嬉しく思っております。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進」、「e-Taxの利用促進」及び「『税の標語』の募集を通じた租税教育活動の推進」など、様々な活動を意欲的に展開され、また、会員の加入拡大にも積極的に取り組まれており、こうした活動に当たっておられる会員の皆様方のご努力に対しまして、深く敬意を表し、感謝申し上げる次第であります。

さて、経済活動の国際化等、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくためには、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、広報や相談など納税者の方へのサービスを充実し、納税者の皆様から信用、信頼される税務行政を推進していく必要があると考えております。

国の基幹税として、消費税に関する国民の関心がこれまで以上に高まる中、税務行政の良き理解者である皆様の活動はますます重要なものとなってまいります。

北海道間税会連合会並びに会員の皆様方とは、長年培ってまいりました協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

国税局幹部のご紹介 (敬称略)



さ が ら ふ み お
相良 二三男

札幌国税局
課税第二部長

出身地 北海道
略 歴
昭和55.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23.7 札幌国税局 調査査察部 調査第2部門 統括国税調査官
平成24.7 網走税務署長
平成25.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成26.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課長
平成27.7 札幌国税局 課税第二部次長
平成28.7 札幌南税務署長
平成29.7 現職



た な か い や お
田中 巖

札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道
略 歴
昭和52.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成20.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官 (旭川中税務署派遣)
平成22.7 札幌西税務署 副署長
平成24.7 札幌国税局 調査査察部 調査第3部門 統括国税調査官
平成26.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官
平成27.7 滝川税務署長
平成28.7 札幌国税局 課税第二部 酒税課長
平成29.7 現職



お お は し て る ひ さ
大橋 輝久

札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道
略 歴
昭和57.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成18.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 連絡調整官
平成20.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
平成21.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
平成25.7 札幌中税務署 総務課長
平成26.7 日本橋税務署 副署長
平成28.7 国税庁 札幌派遣 監督評価官
平成29.7 現職



し の の め けん じ
東雲 健司

札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道
略 歴
平成元.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成21.7 札幌国税局 調査査察部 調査第1部門 国税調査官
平成23.7 札幌国税局 調査査察部 調査第4部門 主査
平成24.7 札幌北税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
平成25.7 札幌国税局 総務部 人事第2課 研修専門官
平成26.7 札幌国税局 総務部 人事第2課 人事専門官
平成27.7 札幌西税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
平成28.7 現職



え び な けい こ
蝦名 恵子

札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 北海道
略 歴
平成4.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23.7 札幌東税務署 法人課税第1部門 国税調査官
平成24.7 札幌東税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
平成25.7 札幌東税務署 法人課税第4部門 上席国税調査官
平成26.7 札幌東税務署 法人課税第5部門 上席国税調査官
平成27.7 札幌西税務署 審理専門官 上席国税調査官
平成28.7 現職

北間連第44回通常総会開催される

＝組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を！＝

去る6月6日（火）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から岡野課税第二部長はじめ局幹部の皆様、また全間連から3名の常務理事をご来賓にお迎えし、第44回通常総会が開催された。高橋会長挨拶の後、鷲尾副会長議長のもと議事審議が進められ、全議案満場一致で承認可決された。また議事審議終了後、岡野課税第二部長並びに大谷全間連会長（鈴木泰生常務理事代読）のご祝辞をいただき、閉会となった。（5ページ以降に議事審議事項を抜粋掲載）



第44回通常総会 会長あいさつ要旨



本日はご多用にもかかわらず、全道各地からご出席いただき、誠にありがとうございます。また、国税局から岡野二部長様はじめ幹部の皆様、そして全間連から鈴木常務理事はじめ役員皆様のご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この1年間、重点施策の一つとして取り組んできた「会員増強」につきましては、全間連から提示のありました「平成26年4月以降3年間で35%の会員増を図る」という目標には及びませんでした。前年に比べ148名の会員増となる事ができました。これも偏に、役員、会員皆様の多大なご尽力の賜物と、改めて厚くお礼を申し上げる次第です。

ところで、「平成31年10月の消費税10%への引き上げ」時に導入される軽減税率制度については様々な問題が指摘されており、間税会としては引き続き「単一税率」を提言していく必要の有ると考えておりますが、一方では円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している団体としては、軽減税率導入に当たって間違いや戸惑う事が無いように研修会を開催するなど、軽減税率制度の周知・理解に努めていくことも大切であり、求められているところでもあると思いますので、これらの取り組みもよろしくお願ひします。

いずれにしましても、会員増強、消費税期限内完納など各種活動を推進していくためには、皆様のご協力なくしては成しえないことであり、今後ともお力添えをお願い申し上げますとともに、本日の総会が皆様のご熱心な審議のもと、円滑に進行され、有意義なものとなるようお願い申し上げます。

結びに、国税ご当局、関係団体、全間連の皆様には、引き続き私ども北間連に対しまして、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。併せて、皆々様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。開会のあいさつといたします。

☆DVD「消費税ミニ租税教室」の有効活用を！～全間連常務理事が呼掛け

第44回通常総会ご来賓祝辞の後、全間連の鈴木泰生常務理事から「『DVD消費税ミニ租税教室』を研修会で視聴するなど有効に活用願ひたい」旨、説明・呼掛けがあった。このDVDは相模原間税会制作で全間連から全国の間税会に



配布されているものであるが、「世界の消費税クリアファイル」とそのファイルに挿入のパンフレット「国の財政と消費税の役割」を分かり易く解説しているものであり、時間も約30分程度で、バス研修旅行の車内、役員会、総会、研修会等で広く活用されることが期待されている。



● ● ● 第44回通常総会議事審議事項（抜粋） ● ● ●

■ 第1号議案 「平成28年度事業報告」

1 組織関係

(1) 会員数状況（平成29年4月1日現在）

北間連	4,826名（前年比148名増）
青年・女性部会	546名（前年比8名減）

○単位会別組織状況表

単位会名	29.4.1	28.4.1	差引増減 ①-②	増減の状況	
	会員数①	会員数②		加入	退会
札幌中	141	143	-2	6	8
札幌西	427	432	-5	10	15
札幌北	181	171	10	12	2
札幌東	220	206	14	19	5
札幌南	266	273	-7	8	15
函館	399	397	2	10	8
江差	71	70	1	3	2
八雲	86	83	3	4	1
小樽	85	80	5	8	3
余市	78	77	1	1	0
倶知安	98	103	-5	0	5
岩見沢	300	295	5	11	6
滝川	140	137	3	10	7
深川	63	63	0	0	0
旭川中	215	176	39	41	2
旭川東	218	173	45	50	5
富良野	40	43	-3	0	3
名寄	63	52	11	12	1
留萌	148	112	36	37	1
稚内	241	232	9	15	6
室蘭	109	111	-2	1	3
浦河	72	74	-2	1	3
苫小牧	127	126	1	2	1
網走	114	114	0	0	0
紋別	139	143	-4	0	4
北見	98	100	-2	0	2
釧路	270	273	-3	3	6
帯広	222	225	-3	1	4
十勝池田	65	64	1	1	0
根室	130	130	0	0	0
合計	4,826	4,678	148	266	118

(2) 全間連第14回指定モデル会
札幌東間税会（平成28年10月～30年9月まで）

2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2)消費税に関する啓蒙活動と期

限内完納の推進、(3)e-Taxの利用推進、(4)税務関係団体との連携協調、(5)税制関係（消費税等アンケート調査・提言活動）、(6)広報活動

■ 第2号議案

「平成28年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 平成28年度収支決算報告（平成28.4～29.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	1,811	人件費	4,061
会費収入	14,034	福利厚生費	307
広告料収入	—	事業費	2,406
臨時会費収入	570	会議費	1,079
雑収入	222	旅費交通費	2,339
		事務所関係費	975
		通信印刷費等	782
		部会助成金	116
		本部負担金	1,405
		雑費	243
		剰余金	2,923
合計	16,637	合計	16,637

【特別会計】（全国大会特別基金）単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	9,942	経費等支出	—
一般会計から繰入	—	剰余金	9,942
雑収入	0		
合計	9,942	合計	9,942

2 平成28年度剰余金処分（単位未満四捨五入）

区分		金額（千円）
一般会計	単会へ返金	1,403
	次期繰越金	1,520
特別会計	次期繰越金	9,942

■ 第3号議案 「平成29年度事業計画」

〈基本方針〉

- ①消費税の一層の定着と適正な申告と納税の啓蒙活動の推進。
- ②会員増強・財政基盤の強化のもと、提言力・存在感のある会活動の推進。

1 組織の拡大

(1) 会員の加入拡大等

「現状を維持し、少しでも上積みを図る」との理念のもと、今後とも会員増強・財政基盤の強化に努める。

(2) 青年部会・女性部会の既存部会の活性化等 後継者の育成、既存部会の活性化等に努める。

2 事業活動の推進

(1) 会議等予定（平成29年4月～30年3月：主たるもの）

月 日	会 議 等
4.20 (木)	正副会長・部会長会議
5.23 (火)	広報・税制委員会
6. 6 (火)	北間連第44回通常総会
〃	青年部会35回・女性部会31回通常総会
6.13 (火)	事務担当者会議
8.23 (水)	正副会長・部会長会議
11.16 (木)	税団協主催「国税局長講演会等」
〃	全道青年・女性部会長会議
1.30 (火)	全道会長会議、常任理事会
〃	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会
上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。	

(2) 消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用、消費税備蓄預金への取り組み等）

(3) e-Tax 利用促進への取り組み

(4) 税務関係団体との連携・協調（税団協協議会等）

(5) 税制関係（消費税等に関するアンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）

(6) 広報関係（会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施等）

(7) 租税教育の充実と推進（租推協への加入等）

(8) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

第4号議案 「平成29年度収支予算」

1 【一般会計】（平成29. 4～30. 3）

単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
前期繰越金	1,520	人件費	4,128
会費収入	14,478	福利厚生費	240
広告料収入	50	事業費	2,630
臨時会費収入	550	会議費	1,130
雑収入	100	旅費交通費	2,910
		事務所関係費	1,010
		通信印刷費等	820
		部会助成金	500
		本部負担金	1,380
		雑費	260
		予備費	1,690
合 計	16,698	合 計	16,698

2 【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

前期繰越金	9,942
計	9,942

第5号議案 「役員補充選任」

本年は役員改選期ではないが、単会の役員変更により次のとおり補充選任が行われた。

単体会役職	氏 名	北間連役職	適 用
札幌西間税会 会長	阿部 仁	副会長 (税制委員長)	旧役員 久住 博
札幌西間税会 副会長	永田 英治	常任理事 (会務・運営委員)	旧役員 大島 紀之
倶知安地方間 税会 会長	名畑 正樹	常任理事 (広報委員)	旧役員 横山 喜貞

北間連青年部会第35回・女性部会第31回通常総会開催される

去る6月6日（火）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から鷺見消費税課長はじめ幹部の皆様、親会から高橋会長をご来賓にお迎えし、北間連第44回通常総会に先立ち青年部会第35回及び女性部会第31回通常総会が開催された。齊藤青年部会長挨拶の後、水野女性部会長議長のもと28年度事業報告・収支決算等、29年度事業計画・収支予算案が審議され何れも承認可決された。

議事審議終了後、ご来賓の札幌国税局・鷺見費税課長からご祝辞をいただき閉会となった。



平成29年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

■■■ 回答率74.6%！ご協力ありがとうございました ■■■

調査依頼件数780件のうち回答数は582件（回答率74.6%）であり、回答の男女別内訳は男461件、女121件となっている。アンケートの調査項目ごとの回答状況等は次表のとおりである。

項 目	設 問	回答 件数	構成比 (%)
1 税率構造に関する こと	① 軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	386	66.3
	② 軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	110	18.9
	③ 軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	72	12.4
	④ 分からない。	14	2.4
	⑤ その他（ ）	0	0
	計	582	100
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関する こと	① 軽減税率の導入により対応すべきである。	65	11.2
	② 軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	318	54.6
	③ 対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用実施により対応すべきである。	62	10.7
	④ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	111	19.1
	⑤ 分からない。	23	3.9
	⑥ その他（ ）	3	0.5
	計	582	100

アンケート調査では、消費税に関して次のような意見が寄せられています（抜粋）

- 消費税率10%での軽減税率導入には反対。（他、同趣旨の意見3件。）
- 事務負担が増加するので、軽減税率制度導入は反対。（他、同趣旨の意見12件。）
- 消費税導入時は簡易で分かり易い税制とのことであったが、現在は複雑難解となっており、軽減税率導入で更に複雑難解となる。軽減税率制度導入は取りやめにすべきである。（他、同趣旨の意見1件）
- 高齢社会の社会保障制度維持は、消費税による財源確保が必要であり単一税率が望ましい。軽減税率は高所得者も恩恵を受けることになり、また適用における判断基準の曖昧さから事務負担の増加と課税の混乱が起きるので導入すべきではない。逆進性の緩和策は給付付き税額控除制度等で対応すべき。
- 複数税率にすると現場が大変混乱する。また、インボイスについても非常に手間が掛かるので、中小零細企業者にとっては大変である。（他、同趣旨の意見1件。）
- 軽減税率を適用するならば、対象選定は納得できる説明が欲しい。
- 軽減税率対象品目があれもこれもと際限ない要望が出てくるような気がする。
- 新聞が軽減対象になるのが疑問？
- そば屋の出前、ピザの宅配等は軽減税率を適用しなくても良いのではないか。
- 消費税10%導入は更に延期すべきである。（他、同趣旨の意見2件。）
- 消費に影響が大きいので税率を下げるべき。（他、同趣旨の意見1件。）
- 消費税は10%が限度、これ以上、上げるべきではない。（他、同趣旨の意見1件。）
- 国の財政を考えると消費税率引き上げはやむを得ない。（他、同趣旨の意見3件。）
- 消費税を支払えない、また、支払わない法人・個人が多いと聞きます。しっかりと徴収してくれなくては一番の不公平ではないか。

全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

「消費税等に関するアンケート調査」及び5月23日に開催された「広報・税制委員会」の検討結果等を踏まえ、北間連としての「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」事項を以下のとおり取りまとめ、5月下旬、全間連に提出。

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
1. 歳出に関する事項	更なる行財政改革の断行と税の用途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。	特殊法人等既存組織の見直しや税の用途の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展せず、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の用途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。
2. 執行に関する事項	消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること	①消費税は国税収入の基幹税として重要な役割を担ってきたが、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。 ②消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがねない。 ③国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、今後消費税率が引き上げられることにより更に増加することが懸念される。
3. 消費税に関する事項	(1)税率について 単一税率に戻すべきである。	次の諸点から単一税率に戻すべきである。 ①複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の大きな阻害要因となる。 ②今回の軽減税率制度は消費税率10%を8%にするということでは僅か2%の軽減であり、低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）としての効果は薄く、反面、多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、区分経理事務や納税申告事務の複雑さなどの負担が増大するほか、軽減対象・税率区分の可否等をめぐって、消費者、事業者双方に混乱が起きることが予想され、費用対効果の面からものはなはだ疑問な制度である。 ③消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用の判断基準の困難性に加え恣意性も入りやすいことなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。 ④軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど逆進性の緩和という政策効果は薄く、本来の低所得者対策にならないばかりか、一方では膨大な税収を失うことになり、新たな財源の確保が必要となる。本来、消費税は比較的安定的な税収であり社会保障費等の財源として期待されているが、逆進性緩和策としての効果が薄いこの軽減税率導入により膨大な安定財源を失うことになり、その穴埋めに他の安定的な財源を見つけるために苦慮するということが本末転倒である。 ⑤軽減税率導入後も当面は経過措置により免税事業者からの仕入れ控除も可能とされているが、いずれは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるため、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボ

北 間 連 だ よ り

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
		<p>イスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。</p>
	<p>(2)軽減対象の見直しについて 単一税率に戻すことを基本とするが、現在の軽減税率制度を導入するとした場合でも、次の見直しを図ること。</p> <p>①他の飲食料品の原材料となる飲食料品やレストランへ販売する食材などは軽減対象から除外すべきである。</p> <p>②新聞は軽減対象から除外すべきである。</p>	<p>①低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）から軽減税率導入が提唱されているものであり、他の商品の原材料や食材になる段階の飲食料品までも軽減対象とするのは趣旨にそぐわない。</p> <p>②新聞が軽減税率の対象になったのは「活字文化の維持・普及にとって国民の負担を減らすことは不可欠」とのことであるが、そもそも軽減税率導入は「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）をどうするか」ということから提唱されているものであり、「活字文化の維持・普及」との論点は全く的外れなものである。また、2%の軽減で数値上は負担が軽くなるということにはなるが、近年は電子版新聞も増えるなど新聞の定期購読者も減少していることなどを考えると、低所得者に対する負担緩和策としての効果があるとは言い難い。</p> <p>一方、「活字文化の維持・普及」を軽減税率対象の論拠にするならば、なぜ、週二回以上発行の定期購読の新聞だけが軽減対象となるのか、書籍はどうなのかという疑問に対する整合性は見受けられない。また、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、「低所得者に対する負担緩和策」との枠を超えた概念のもと、様々な軽減税率対象品目の要求がなされるなど、税源の浸食が懸念される。</p>
	<p>(3)逆進性対策について</p> <p>①「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。</p> <p>②給付付き税額控除制度の控除額（給付額）に逡減制度を導入する。</p>	<p>①複数税率導入は政策効果が薄くデメリットが多いため、今後とも「単一税率」を維持していく必要がある。この場合、低所得者への逆進性緩和策は「給付付き税額控除制度」の導入により対応すべきである。</p> <p>そのためには納税者の所得の把握が不可欠であるが、平成25年5月24日に共通番号制度法（マイナンバー法）が成立し、平成28年1月から運用が開始されており、今後、所得の補足等の環境が整備されて行くことから、「給付付き税額控除制度」の早期導入を強く主張（提言）していく必要がある。</p> <p>②低所得者の判断基準となる所得額を例えば200万円以下の所得層と200万円超から250万円以下の所得層の2段階程度の基準を設け、200万円超から250万円以下の所得層に対しては200万円以下の所得層より逡減した控除額（給付額）とするなどの措置を取り、低所得者としての判断基準額（所得額）のボーダーライン付近の所得者層の均衡を図るべきである。</p>
4. その他	<p>(1)個別間接税と消費税の併課について 揮発油税等と消費税との併課を解消すべきである。</p>	<p>揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出されるときの商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。</p>
	<p>(2)印紙税の課税文書の見直し</p>	<p>IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であり、印紙税法は廃止すべきである。</p>

活 動 だ よ り

◆ 広報・税制委員会開催 — 北間連

5月23日（火）、北間連事務局において広報・税制委員会が開催され、広報関係の説明のほか、税制への提言について協議・検討が行われた。（提言事項は8～9ページに掲載。）



◆ 事務担当者会議開催 — 北間連

6月13日（火）、北間連事務局において全道事務担当者会議が開催され、北間連と各事務局との連絡・連携のほか各種事業活動等について周知・確認が行われた。



◆ 野球観戦 — 札幌北間税会青年・女性部会

7月7日（金）、札幌ドームにおいて部会員研修会（野球観戦：日ハム対ソフトバンク）を行いました。残念ながら4対1で日ハムが負け、札幌北間税会観戦時の不敗神話もストップとなりましたが、将棋の藤井四段も29連勝でストップしたのですから…。また勝利を目指して応援していきましょう！



◆ 青年・女性部会税務研修会 — 旭川中間税会

6月20日（火）、旭川トーヨーホテルにおいて講師に旭川中税務署審理専門官付上席折野豊氏を講師にお迎えし「消費税軽減税率制度と税制改正関係」と題した税務研修会を開催しました。参加者は熱心に聞き入っていました。



◆ ゴルフコンペ開催 — 札幌西間税会

6月22日（木）、札幌リージェントゴルフクラブにおいて、宮の森商事様ご協賛の下、親睦ゴルフコンペが開催されまし



た。前夜からの大雨で開催が危ぶまれましたが、事故もなく無事終了。熱戦の結果は、優勝：阿部敏和様、準優勝：高橋将雄様、3位：加藤繁光様でした。

◆ 合同研修会開催 — 旭川中・東間税会

7月5日（水）と12日（水）の2日間、アートホテル旭川において、税理士高橋慎吾氏を講師にお迎えし、相続における財産評価「思わぬ高額納税とならないための考慮点」について講話をいただいた。また、ジブラルタ生命保険（株）認定セミナーインストラクター宮本孝宏氏より「相続対策に役立つ遺言と生命保険の活用法」についてお話をいただきました。



◆ 青年・女性部会合同親睦旅行

— 札幌西間税会

7月22日（土）、青年・女性部会合同による夕張への親睦旅行が行なわれました。参加者がバスに乗り込み、いざ出発。談笑も弾み車窓から景観を楽しむなど気分も最高。マウントレースイホテルで夕張メロン食べ放題の昼食に満足・満腹。その後、映画「黄色いハンカチ」のロケ地を訪ね、スチール写真に往年の「健さん」を偲び、最後に「道の駅・マオイの丘公園」を見学し、帰りのバスは何故か物静かではありましたが、楽しい親睦旅行となりました。



◆ 青年・女性部会ゴルフ大会 — 旭川東間税会

7月30日（日）、年1回の青年・女性部会のゴルフ大会が大雪山カントリークラブ東コースで開催されました。今年も少な目の参加でしたが、楽しいゴルフでした。夕方には表彰式を兼ねた懇談会が行われ、ゴルフ談義に花が咲き和気あいあいのうちに終了しました。



◆ 青森間税会との交流会 ― 函館間税会

8月3日（木）、函館間税会事務局（高橋組内）に於いて、青森間税会から来海会長ほか役員（4名）の皆様をお迎えし、会活動の現状等について情報交換が行われましたが、今後の活発な会活動を推進していくうえで、とても有意義な交流会となりました。



◆ 函館港まつり（いか踊り）に参加

― 函館間税会

8月3日（木）、函館間税会は青申会、納貯連との合同による「e-Tax 協力隊」を結成し、函館港まつりの「いか踊り」に参加しました。約300名の踊り手が一気に走り、飛



び、跳ねる乱舞は今年も健在で沿道を埋める人を魅了しました。また、イータ君の登場や、山車の上からは「e-Taxの利用促進」を呼びかけるなど、税務関係団体の活動等をアピールしました。（この日、函館間税会との交流会に訪れた青森間税会の皆様もいか踊りに参加し、乱舞を満喫しました?。）

◆ 「札幌5間税会連絡協議会」設立される

本年4月20日（木）、「札幌5間税会の連携、協調を密にすることにより相互の理解を深め、共同事業や租税教育の推進を図るなど、間税会の活性化と一層の発展に資する」ことを目的に、札幌5間税会の連絡協議会が設立された。（今後、「札幌地区租税教育推進協議会」に加入し、租税教育等の一層の推進を図ることとされている。）なお、協議会の会長及び事務局は5間税会1年ごとの持ち回りで担当することとされ、本年度は札幌中間税会が事務局当番となり、戸澤亨札幌中間税会会長が初代の協議会会長となった。



消費税の軽減税率制度に関する
説明会開催のお知らせ

札幌国税局管内の各税務署では、事業者の方を対象として、次ページの表のとおり、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

《説明内容》

- ① 軽減税率制度（対象品目・帳簿・請求書等の記載方法など）の概要
- ② 軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理への対応など、多くの事業者の方において、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、ぜひ説明会にお越しください。

【ご注意いただきたい点】

- 1 会場の収容人数には限りがございます。
満席の場合には、会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。
- 2 税務署の代表番号へのお電話の際には、音声ガイダンスが流れますので、ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
- 3 各説明会の『お問合せ先』に【申込期限】が記載された説明会に参加される場合には、事前の申し込みが必要となりますので、お電話にてお申込みください。
- 4 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。

北 間 連 だ よ り

《税務署主催説明会開催予定一覧表》

税務署名等	開催月日	時 間	会 場 名	定員	住 所	お問合せ先
札幌市	10/25(水)	15:00~16:00	札幌商工会議所白石商工センター 2階研修室	90	札幌市白石区本通17丁目南5-15	札幌国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係 011-231-5011 内線4250
	10/27(金)	15:00~16:00	ホテル札幌サンプラザ 2階平安の間	60	札幌市北区北24条西5丁目	
	11/8(水)	15:00~16:00	札幌市生涯学習センター ちえりあ 3階研修室	30	札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10	
	11/15(水)	15:00~16:00	北海道立総合体育センター 北海きたえーる 2階中研修室	60	札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1	
	11/27(月)	15:00~16:00	北海道経済センター 8階Aホール	300	札幌市中央区北1条西2丁目	
函 館	11/6(月)	14:00~15:00	函館市勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館) 大会議室	100	函館市大森町2番14号	函館税務署 総務課 0138-31-3171 (代表)
	11/7(火)	18:30~19:30		100		
小 樽	10/16(月)	18:00~19:00	小樽市いなきたコミュニティセンター	138	小樽市稲穂5丁目10番1号 いなきたビル5階	小樽税務署 総務課 0134-23-2171 (代表)
	10/18(水)	18:00~19:00		138		
旭川市	11/20(月)	15:00~16:00	旭川商工会議所 2階会議室	200	旭川市常盤通1丁目	旭川商工会議所 産業支援部 経営支援課 0166-22-8414 【申込期限】11/10(金)17時
	11/21(火)	15:00~16:00		200		
室 蘭	10/17(火)	13:30~14:30	室蘭地方合同庁舎 5階大会議室	150	室蘭市入江町1番地13	室蘭税務署 法人課税第1部門 0143-22-4435 (ダイヤルイン)
	10/19(水)	10:00~11:00		150		
釧 路	10/12(水)	14:30~16:30	釧路地方合同庁舎 5階第1共用会議室	100	釧路市幸町10丁目3番地	釧路商工会議所 地域振興部 経営相談課 電話 0154-41-4143 FAX 0154-41-4000 【申込期限】①10/11(水)17時 ②10/20(金)17時
	10/23(月)	14:30~16:30		100		
帯 広	10/24(火)	10:00~11:00	帯広経済センタービル 6階大会議室	90	帯広市西3条南9丁目1	帯広商工会議所 経営相談課 0155-25-7121 【申込期限】9/30(金)17時
		14:00~15:00		90		
北 見	10/13(金)	14:00~15:00	北見経済センター 2階会議室	60	北見市北3条東1丁目2番地	北見商工会議所(担当 安藤) 0157-23-4111 【申込期限】なし
	11/21(火)	14:00~15:00		60		
岩見沢	10/20(金)	15:35~16:15	ホテルサンプラザ	50	岩見沢市4条東1丁目	岩見沢商工会議所 指導金融課 0126-22-3445 (代表)
網 走	10/11(水)	10:00~11:00	エコセンター2000	600	網走市北2条西3丁目	網走税務署 法人課税部門 0152-43-2181 (代表)
		14:00~15:00		600		
留 萌	10/23(月)	13:30~14:45	留萌産業会館	120	留萌市錦町1丁目1-15	留萌税務署 調査部門 0164-42-0661 (代表)
	10/24(火)	10:30~11:45		120		
苫小牧	10/17(火)	10:00~11:00	苫小牧経済センタービル 6階大ホール	150	苫小牧市表町1丁目1-13	苫小牧税務署 法人課税第1部門 0144-32-3281 (ダイヤルイン)
		14:00~15:00		150		
		10:00~11:00		150		
		14:00~15:00		150		
稚 内	10/17(火)	13:30~14:30	宗谷経済センター 2階研修室	60	稚内市中央2丁目4番8号	稚内税務署 法人課税部門 0162-20-1002 (ダイヤルイン) 【申込期限】10/3(水)17時
		15:30~16:30		60		
紋 別	10/27(金)	10:30~11:30	紋別市市民会館 3階小ホール	200	紋別市潮見町1丁目4番3号	紋別税務署 法人課税部門 0158-58-2293 (ダイヤルイン)
		13:00~14:00		200		
		15:00~16:00		200		
名 寄	11/20(月)	10:30~11:30	名寄市民文化センター EN-RAYホール	600	名寄市西13条南4丁目2番地	名寄税務署 調査部門 01654-2-2157 (代表)
	11/21(火)	10:30~11:30	士別市民文化センター 小ホール	260	士別市東6条4丁目	
	11/22(水)	10:30~11:30	美深文化会館 COM100 小ホール	200	中川郡美深町字西町22	
根 室	10/25(水)	16:00~17:00	トーヨーグランドホテル	200	標津郡中標津町東20条北1丁目	根室税務署 法人課税部門 0153-23-3261 (代表)
	11/15(水)	16:00~17:00	根室商工会館 3階大ホール	180	根室市松ヶ枝町2丁目7番地	根室税務署 個人課税部門 0153-23-3261 (代表)
滝 川	10/10(火)	11:00~12:00	滝川産経会館 1階大会議室	50	滝川市大町1丁目8番1号	滝川商工会議所 相談課 0125-22-4341 【申込期限】10/2(月)17時
		14:00~15:00		50		
深 川	11/21(火)	15:00~16:00	深川市経済センター 3階多目的ホール	150	深川市1条9番19号	深川税務署 調査部門 0164-23-2261 (ダイヤルイン)
	11/22(水)	10:00~11:00		150		
富良野	10/24(火)	10:00~11:00	富良野市役所 大会議室	100	富良野市弥生町1番1号	富良野税務署 調査部門 0167-77-1001 (ダイヤルイン) 0167-77-1002 (ダイヤルイン)
		14:00~15:00		100		
八 雲	10/17(火)	15:00~16:00	はびあ八雲 1階コミセンホール	100	二海郡八雲町本町110-1	八雲税務署 調査部門 0137-63-2196 (ダイヤルイン)
		18:00~19:00		100		
江 差	10/19(水)	10:30~11:30	江差町文化会館 小ホール	160	檜山郡江差町字茂尻町71番地	江差税務署 調査部門 0139-52-0078 (代表)
		13:30~14:30		160		
倶知安	10/26(水)	14:00~15:00	岩内商工会議所 大会議室	70	岩内郡岩内町字万代47-1	岩内商工会議所 0135-62-1184
余 市	10/19(水)	14:00~15:00	余市経済センター 2階ホール	100	余市郡余市町黒川町3丁目114	余市税務署 調査部門 0135-25-1002 (ダイヤルイン)
		18:00~19:00		100		
浦 河	10/12(水)	14:30~15:30	浦河商工会議所 2階研修室	40	浦河郡浦河町大通1丁目36番地	浦河税務署 調査部門 0146-22-4133 (ダイヤルイン)
	10/13(金)	10:30~11:30		40		